

福生市教育委員会会議録

平成 20 年第 10 回定例会

- 1 開催年月日 平成 20 年 10 月 24 日 (金)
- 2 開始時刻 午前 10 時 00 分
- 3 終了時刻 午前 11 時 07 分
- 4 場 所 第 2 棟 4 階 第 2 委員会室
- 5 出席委員 委 員 長 長 谷 川 貞 夫
委員長職務代理者 平 野 裕 子
委 員 加 藤 美 子
委 員 渡 辺 浩 行
教 育 長 宮 城 眞 一
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 次 長 宮 田 満
参 事 川 越 孝 洋
庶 務 課 長 中 村 守 一
学 校 給 食 課 長 土 井 眞
社 会 教 育 課 長 戸 室 幸 治
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 野 方 孝
市民会館兼公民館長 伊 東 静 一
図 書 館 長 森 田 秀 敏
主 幹 栗 林 昭 彦
指 導 主 事 大 谷 憲 司
指 導 主 事 並 木 茂 男
- 8 傍 聴 人 1 名

(裏面に続く)

9 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第53号 平成21年度福生市教育委員会の教育目標、基本方針について

日程第4 議案第54号 福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

日程第5 議案第55号 福生市就学指導委員会設置要綱の一部改正について

日程第6 議案第56号 福生市図書館協議会委員の任命について

日程第7 その他報告事項

午前 10 時 00 分 開会

委員 長 それでは、ただいまから平成 20 年第 10 回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第 19 条の規定に基づき、平野裕子委員、渡辺浩行委員の両名を署名委員として指名いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第 2、教育長報告。教育長からお願ひいたします。

教 育 長 それでは報告をさせていただきます。教育委員会定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

去る 10 月 17 日に東京都市町村教育委員会連合会の平成 20 年度の視察研修が開催され、御出席をいただきました委員の皆様には大変お疲れさまでございました。当日の視察は小・中学校一貫教育に取り組んでおります品川区の日野学園の視察でございました。この取組は、学校選択制から始まりそれを更に進化させた、いわゆる特区でございまして、公立学校の教育水準向上が目的との説明があったところでございました。

それでは幾つか御報告をさせていただきます。まず学校教育関係でございしますが、学校訪問、道徳授業地区公開講座等に委員の皆様には御出席をいただいたところでございます。学校訪問は第二小学校、第五小学校、第二中学校、また道徳授業地区公開講座は第七小学校、第三中学校に、また今月末に第六小学校が予定されております。その際にいろいろと御指導等をいただいておりますが、ほかにお気付きの点等ございましたら、御指摘等を頂戴したいと存じます。

続きまして中学校の部活動の状況ですが、これは後程報告をさせていただきます。夏休みに入りましてからは 3 年生が引退し、2 年生、1 年生によるいわゆる新人戦等、各種大会等が取り組まれてまいりました。市内の中学校 3 校それぞれに大きな頑張りが見られたとの報告があり、これらの成果は生徒の意識、保護者の支援も大きいと思いますが、それぞれ顧問教諭の日々の努力があつてのことと感じているところでございます。子ども達に注ぎます熱意にあふれた姿に感謝したいと思ひます。また、大勢の外部指導員の皆さんにも御協力をいただひて、競技技術向上に御尽力いただひております。この点も忘れてはならないことだと思ひます。大勢の方々のお力添えに感謝を申し上げるところでございます。

続きまして社会教育、生涯学習関係では、去る 10 月 4 日に東京都市町

村社会教育委員連絡協議会の第1ブロックの研修会が行われました。当日のテーマは「地域づくりを推進する社会教育」として、私ども福生市が取り組んでおります放課後児童対策事業の「ふっさっ子の広場」を中心にシンポジウムが行われたところでございます。当日、第1ブロックからの御出席は、委員62人だったと報告を受けております。なお、長谷川委員長には冒頭ご挨拶もいただきありがとうございました。

続きまして第8回の子ども議会の件でございますが、この日も長谷川委員長からご挨拶をいただきまして、当日の傍聴者は81人で行いました。今回は議長役の小学校が一巡いたしました8回目にして、従来の取組を少し変えたところがございます。大きく二点ございまして、一つ目は、これまでは教育委員会版として、教育委員会の職員が答弁をしておりましたが、今回からは関係部署が対応に当たる全庁取組型にしたところがございます。二つ目は、子ども議会については教育委員からも御指摘等を頂戴しておりまして、「してほしい型」というあり方はいかがなものかとの御指導もいただきました。そこで取組の内容を「要望型」から「提案型」に変えたところでございました。

続きまして文化祭の関係でございますが、ここで10月の下旬から11月にかけて文化祭がとり行われるところでございます。11月1日には開場式がとり行われることとなりますので、委員の皆様にはまた御出席を頂戴いたしたいと存じます。

続きまして福生市の動向といたしまして申し上げますが、一つは平成21年度の予算編成方針がここで決定をされました。お手元にその予算編成方針についての写しをお届けいたしております。後程、お時間がありましたら御覧いただければと思います。平成21年度も、財政規模については今年度同様に190億円という一般会計の財政規模を示されておりまして、それぞれの部局が配分をされた範囲でその編成に取り組むといった方針が示されているところでございます。特に経常経費については5%の削減、あるいは建設関係経費については10%の削減といったものが示され、その中で創意工夫をもった予算編成をするようにと決定がされているところでございます。今後事務局内の調整の努力により、筋道を付け教育委員会にも原案の御提示をして参りたいと考えております。

もう一つはノーマイカーデーでございますが、これは11月1日から福生市におけます環境自治体スタンダードの取組が始まるわけですので、その環境自治体スタンダード、いわゆる「L A S - E」と言って

おりますが、この「LAS-E」の一環として、職員向けの取組として原則毎月10日をノーマイカーデーとすると決まったところでございます。この日、職員は、公共交通機関、自転車、徒歩等による交通手段での通勤と指示がされたところでございます。

会議の関係では東京都市教育長会が10月8日に開催されています。特に議案の中で御報告するような案件はございませんでした。

その他といたしまして、ここで秋の小・中学校におけます大きな行事、体育大会のほかに学芸的な行事が行われることになっております。小・中学校から委員の皆様方にも御案内が届いているかと思えます。何かとお忙しいところ大変恐縮でございますが、御都合つきましたら御観覧、御鑑賞いただき、学校に対し激励等いただくと励みになるかと存じます。

以上私からの報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 教育長からの報告は終わりました。質問がございましたらお願いいたします。

平野委員 10月は、いろいろ行事に出席させていただきましたが、13日の市民総合体育大会の開会式の感想を述べさせていただきたいと思えます。

私は過去4、5回出席させていただいたのですが、初めて出席しましたときにボーイスカウト、ガールスカウトの子ども達がプラカードを持って、各選手団の先導に立つのですが、最前列で待機している間、子ども達の4分の1ぐらいは途中でふらついたり、しゃがみこんだりして交代されていきましたので、子ども達の体力は1時間持たないのかと大変心配しました。ところが、今年はお一人だけ交代されましたが、その他の子ども達はしっかりと最後まで先導の役割を果たすことができました。新聞記事で子どもの体力の上げ止まりとありましたが、福生の子ども達の体力も上げ止まり、これからは向上していくのかと感じました。これからも子ども達の体力向上に努めていけたらと思っております。

委員長 ありがとうございます。今の感想で思ったのですが、人間は一人当たり100ワットの発熱体で、あれだけの人数が集まると暑いのです。緊張感も重なり、体力的ということよりも精神的なところでお疲れになる子ども達がどうしても出てしまうので、体育行政関係で御指導していただけるとうれしいです。

ほかにございますか。

加藤委員 10月11日に「輝け福生いきいき活動」の清掃の活動で、去年は第六小学校、今年は第四小学校と第二中学校を拝見させていただいたのですが、

大分皆さん慣れてきて、手際がよく短い時間できれいになったのではないかと思います。朝のうち、雨が降ったりといろいろな要因があったかと思いますが、早めに活動が終わってしまい、あまった時間をどうしたらいいのか案が出てきていません。

地域の方、保護者の方の参加が少なかったという印象を受けました。もう少し地域の方にも一緒になってお手伝いしていただくと、そこで交流もでき、和気あいあいとできるのではないかと感想を持ちました。これからも「輝け福生いきいき活動」に力を入れていただくとありがたいと思います。

委員長 ありがとうございます。この「輝け福生いきいき活動」は、子ども議会で出たものを教育委員会が取り上げて、各学校の御協力のもと行われていることですので、子ども達にもこれからどう「輝け福生いきいき活動」を展開していくか考えてもらう機会を、指導室と各学校長が相談して設けていただくことをお願いします。

先程の教育長報告の中に子ども議会の話がありましたけれど、確かに取組の内容が「要望型」から明らかに「提案型」に変わってきていることを極めて感じ、御指導について各学校並びに指導室、あるいは社会教育課、それぞれの担当の方々に感謝申し上げます。平野委員さんはいかがですか。

平野委員 子ども達は、新しい議場ででの会議ということもあったのか、本当に議員になりきっていたように見えました。子ども達一人ひとりの態度もとても立派でしたし、ある学校の児童は原稿を読まず、そらんじて自分の意見をきちんと述べていましたので学校の先生の御指導があったと思いました。「輝け福生いきいき活動」については、子ども達が賛同してとてもいいことだという意見もたくさんありましたので、福生が大好きなんだということが伝わってきてとてもいい会議だったと思います。子ども達が福生を好きのまま大きく育て、福生の街を担って行ってほしいと思いました。

委員長 よろしいでしょうか。それでは教育長報告を終わります。

それでは日程第3、議案第53号、平成21年度福生市教育委員会の教育目標、基本方針についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第53号、平成21年度福生市教育委員会の教育目標、基本方針について、提案理由並びに内容について説明いたします。3ページをお開きいただきたいと思います。

本市教育委員会では、教育目標、基本方針を、市内公立学校等に年度ご

とに示す必要があることから、毎年度教育目標を決定しておりますが、当該目標は平成 15 年 12 月 25 日に決定をし、平成 18 年の教育基本法の改正に伴いまして改正後の同法の趣旨にのっとり、その理念を反映した福生市教育委員会の教育目標を平成 19 年 11 月 21 日に一部修正を行い、平成 20 年度の教育目標として決定をいただいているところでございます。4 ページをお開きいただきたいと思います。

また、過日開催されました協議会で委員から寄せられました、国が定めた教育振興基本計画での教育的方向 1 の「社会全体で教育の向上に取り組む」との施策に関する部分を基本目標、あるいは基本方針への反映についてというお問い合わせがございましたが、事務局内部で再度検討を行いました。その結果、教育目標の下段の 3 行に「学校・家庭・地域の三者が互いに手を携えて」という表現をし、また教育方針の 1 で、市民の教育参加が明記されていることから、基本的方向の 1 については読み込みができるかと判断をさせていただきましたことから、新たな文言表現を加えず、同一内容とさせていただきます。

なお今後におきましても、国の教育振興基本計画を参酌し、本市の実情に応じ、教育振興基本計画を策定していかなければならないと感じております。以上のことから平成 21 年度の福生市教育委員会の教育目標でございますが、特に大きな法改正がないことから、修正を必要とする理由がございませんので、同一内容での教育目標とさせていただきます。

次に、5 ページの福生市教育委員会の基本方針でございますが、こちらは教育目標を達成するために定めております四つの教育方針でございますが、社会情勢、教育環境の変化が特段ないことから、前年度と同一の内容とさせていただきます。

説明は以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御決定いただけますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。ございませんか。

昨年の教育目標並びに基本方針を決定した教育委員会で教育目標、教育基本方針は毎年くるくる変えるものではないと確認したところですが、大筋の幹をしっかり定めようという趣旨もございまして、その点も議事録に残していただければと思います。大きく変えないことで、一貫した良い教育をしていただくという意味もあるとしてよろしいでしょうか。

ないようですのでお諮りいたします。議案第 53 号は原案のとおり決す

ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 53 号は原案のとおり可決することといたします。

次に日程第 4、議案第 54 号、福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 それでは議案第 54 号、資料の 7 ページでございます。福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容について説明を申し上げます。なお、例規集は 1,202 ページ、それから附属資料の 1 を御覧いただければと存じます。

それではまず提案理由でございますが、このたび学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に伴いまして、学校評価に関する規定の追加をしたいと考えておりまして、本規則を改正する必要があるためでございます。

続きまして内容の説明でございます。資料 8 ページを御覧いただきたいと存じます。福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部を、次のように改正いたしたいと存じます。まず第 2 章第 2 節の後に、次の 1 節を加えるということにいたしまして、第 2 節の 2 に「学校評価」という項目を付けさせていただきたいと思っております。

「学校評価」について第 10 条の 4 ということで、「校長は、学校教育法施行規則の第 42 条及び第 49 条に規定する学校評価を毎年 1 回以上行うものとする。」それから第 2 項におきまして、「校長は、前項の学校評価を行うに当たっては、施行規則第 66 条から第 68 条まで及び第 79 条の規定に基づき行うものとする」というものでございます。そして第 3 項におきまして、「施行規則第 67 条に規定する学校関係者による評価については、学校評議員に対し自己評価の結果を説明し、及び意見を聴取し行うものとする」というものでございます。続きまして第 4 項でございますが、「第 3 項に規定するもののほか、学校評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める」とさせていただければと存じます。なお、附則といたしまして、本規則は平成 20 年 11 月 1 日から施行するといった内容の原案でございます。

説明は以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御決定いただきますようお願いを申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いします。質疑は

ございませんか。

ないようすでお諮りいたします。議案第 54 号は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 54 号は原案のとおり可決することといたします。

次に日程第 5、議案第 55 号、福生市就学指導委員会設置要綱の一部改正についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 それでは議案第 55 号、福生市就学指導委員会の設置要綱の一部改正について、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。例規集は 1,280 ページ、本日の附属資料 2 でございます。あわせて御覧いただきたいと存じます。

まず提案理由についてでございますが、学校教育法の改正に伴い規定を整備したいので、本要綱を改正する必要があるためでございます。

具体的に内容の説明をさせていただきます。10 ページを御覧いただければと存じます。福生市就学指導委員会設置要綱の一部を次のように改正をお願いしたい旨でございます。まずこの題名でございますが、本則中「就学指導」という用語を「就学支援」という用語に改めるものでございます。それから第 3 条第 4 号中「養護学校」というふうに書いてございますが、その部分を「特別支援学校」に改めるものでございまして、すべての条項におきまして、その附属資料の新旧対照表にございますように、「就学指導委員会」という用語について「就学支援委員会」と文言を改めるものでございます。附則といたしまして、本要綱については平成 20 年 11 月 1 日から施行するものでございます。

以上説明とさせていただきますが、御審議を賜りまして原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いします。質疑はございませんか。表題を変えるときでも改正で済むのですね。

ないようすでお諮りいたします。議案第 55 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 55 号は原案のとおり可決することといたします。

次に日程第 6、議案第 56 号、福生市図書館協議会委員の任命について

を議題といたします。図書館長より内容説明をお願いいたします。

図書館長 それでは議案第 56 号、福生市図書館協議会委員の任命について、提案理由を御説明申し上げます。議案書 11 ページをお開き願います。

平成 20 年 10 月 31 日で 2 年間の任期が満了になることから、図書館法第 14 条及び福生市図書館協議会条例第 3 条第 2 項の規定に基づきまして、社会教育委員、公民館運営審議会委員、小学校教諭、中学校教諭、PTA 会長から各 1 名、学識経験者 5 名、合計 10 名の方々を図書館協議会委員として任命しようとするものでございます。

名簿の 9 番目、下から 2 番目の学識経験者松尾昇治氏を新たに任命し、それ以外の方々は再任をお願いいたそうとするものでございます。新たに任命いたします松尾氏は、長らく公立図書館に司書として勤務され、現在は実践女子短期大学にて図書館学課程の教授として勤務されております。

委員の任期は平成 20 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までの 2 年間でございます。

以上簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。原案のとおり御決定いただきますようお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いします。質疑はございませんか。

ないようですのでお諮りいたします。議案第 56 号は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認め、議案第 56 号は原案のとおり可決することといたします。

次に日程第 7、その他報告事項について説明願います。

その他報告事項 1、福生市環境マネジメントシステム(LAS-E)について庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それではその他報告事項 1、福生市環境マネジメントシステム(LAS-E)について説明をさせていただきます。資料の 15 ページ、その他報告資料 1 を御覧いただきたいと思います。

福生市では 11 月 1 日より市の職員、嘱託職員及び教職員が配置されております市が管理する施設で、環境マネジメントシステム(LAS-E)を導入いたします。「LAS-E」は環境自治体スタンダードの英文の略で、市民との協働で目標設定や監査をすることが大きな特徴となっております。

「L A S - E」を推進することについては、市長をトップとした「環境推進委員会」が中心組織で、その下部組織の機関といたしまして「環境マネージャー会議」がございます。環境に関する部署の課長職で構成されております。また各課並びに学校では課長、学校長が現場の責任者として取組を推進しております。なお「目標設定チーム」「監査チーム」については裏面を御覧ください。「L A S - E」の取組の流れについては資料に示されておりますとおりでございます。その他報告資料1 - 2、福生市環境マネジメントシステム職員ハンドブックを御覧いただきたいと思っております。6ページから10ページに福生市が取り組む平成20年度の目標が掲載されております。この目標は取り組むべき環境施策の内容、行政運営の仕組み、市民への公開について、最低限取り組むべき事項を示しております。

共通実施事項についてはエコアクション部門が4項目、エコマネジメント部門が8項目、エコガバナンス部門が5項目と、あと数値目標で表しております7ページ以降の独自目標となっております。独自目標ではグリーン購入の推進、コピー用紙の使用抑制、次の8ページにございます電気使用料の削減、並びにガソリン・軽油の使用料の削減、9ページにございます可燃廃棄物の排出量の削減、10ページにございます環境推進会議、マネージャー会議の開催、あと環境基本計画の進捗状況の公開の7項目の目標を設定し、11月1日から「L A S - E」の取組を実施する予定でございます。以上でございます。

- 委員長 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いします。
- 平野委員 独自目標というのが掲げられておりますけれども、こちらに載っているのは、これは福生市役所のこの庁舎の目標ですか。それとも学校や社会教育施設も含めた市立の公共施設全てを含めた目標ということでしょうか。
- 庶務課長 市の職員、嘱託職員、指定管理で来年の4月以降になります市民会館部門、ならびに熊川地域体育館、福生地域体育館、それ以外の市の施設は全部この目標の対象となります。
- 平野委員 学校も含めてということですね。コピー用紙の数とか電気代とかも対象となりますね。はい、わかりました。
- 委員長 東京都は各事業所に対して環境数値目標を導入させていますが、この環境数値目標というのも東京都から導入されたものですか。東京都の環境数値目標をクリアして更に福生市独自の数値目標があるという意味なのでしょうか。
- 教育長 東京都が直接福生市に導入しなさいという指示はないです。

委員長 私の勤めておりました国立大学法人にはそのような通達が来まして、そこで環境数値目標のことを知りました。福生市は二酸化炭素削減については努力目標が高いように伺っておりますので、たとえ指示が来ていたとしても当然クリアできている数値なのでしょう。

次回「独自」の要素について教えてください。

他に質疑はございませんか。これでその他報告事項1の内容説明を終わります。

次にその他報告事項2、平成19年度、平成20年度福生市中学校部活動実績について、指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 それではその他報告事項2、平成19年度、平成20年度福生市中学校部活動実績についてを説明させていただきます。平成19年9月から平成20年8月までの地区大会第3位以上について、部活動の入賞の記録をまとめております。

主なものを説明いたします。まず吹奏楽部の活動でございますが、中学校市内3校、全校が入賞という実績を上げております。とりわけ第二中学校はA組で金賞受賞という成果を上げております。

続きましてブロック大会での優勝といたしまして、第一中学校の野球部、第三中学校のバレー部でブロック優勝を果たしております。

また水泳については第一中学校で多摩大会の第1位、また第三中学校は関東大会第1位という目覚ましい記録を上げております。これらが主な記録でございます。詳細については資料を御覧ください。

最新の情報としまして、9月の東京都中学校陸上競技大会、第二中学校の2年生、佐々木恭平君が走り高跳びの部で優勝、同じく2年生、佐々木耕平君が砲丸投げの部で第4位という報告が入っておりますので追加させていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いします。

質疑はございませんか。これでその他報告事項2の内容説明を終わります。

次にその他報告事項3、文部科学省「新たな環境教育のあり方に関する調査研究」の事業委託について参事より内容説明をお願いいたします。

参事 それでは資料21ページ、その他報告事項資料3を御覧いただきたいと存じます。新しい環境教育のあり方に関する調査研究事業の実施要綱という資料をお付けしているところでございます。

本市の環境教育は、これまでも福生市教育推進プラン及び教育課程にお

きまして、その位置付けを明確にし、学習での展開も教科の学習のみならず、総合的な学習時間等においても実施しているところでございます。次年度には東京都教育委員会の重点施策の上位に位置づけられることになっております。先日、東京都教育委員会の理事が宮城教育長を直接お訪ねになりまして、今後の環境教育に対する東京都教育委員会の姿勢、方針について説明とお願いがございました。

東京都の環境教育に対する新たな施策については、次回詳しく報告を申し上げたいと存じます。本日はお手元の資料にございますように、このたび文部科学省が国内外の環境問題をかんがみまして、新しい環境教育のあり方に関する研究事業が発表され、本市において現在、第五小学校の多摩川の自然や野鳥観察を通した学習活動、そして第七小学校の湧水を活用したホタルの育成、更には「輝け福生いきいき活動」、そして先程報告がありました「L A S - E」の学校における実践など、既に本市として先行して実施している内容がございました。この際、文部科学省の指定を受けることによりまして、学校としてこれまでの実践の意義を再確認いたしますとともに、その成果の普及を図り、環境教育のより充実を図れるとの判断から、積極的にその文部科学省の計画に申請をいたしましたところ、東京都で1地区、全国では7地域の指定に選考されたところでございます。

文部科学省の申請は都内でも複数地区あったと聞いておりますが、本市における地域指定をいただきましたことを重く受け止め、第五小学校、第七小学校のこれまでの実践に加え、地域、保護者と連携し、実施計画に基づきまして展開をしてみたいと考えているところでございます。

なお、研究期間については本年度を含めまして2年間でございます。予算については86万6,000円でございます。本事業の趣旨を理解し、私も目標としておりますこれまでの実践の価値付けを整理し、研究成果を市内各学校に共有し、本市における環境教育の更なる充実を図ってみたいと考えているところでございます。以上、説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いします。

平野委員 第五小学校、第七小学校と、それぞれ学校の特色を生かしたい取組ができるのではないかと期待しておりますが、環境教育コーディネーターの設置のところで、この環境教育コーディネーターは学校の先生方がなされるものか、それともまた外部から新たにお招きして取り組んでいくことなのでしょうか。

参事 まず環境教育推進リーダーというものを実践地域内に置かなければな

らず、本市の指導主事にその役割を務めさせていただきたいと思っております。

それから御質問の環境教育コーディネーターについては、地域人材、あるいは外部関係の団体の方々を校内に取り込みながら研究実践し、その中から環境教育コーディネーターとして立っていただく方ができるよう努めてまいりたいと考えております。

委員長 23 ページの研究内容の 2 番に「環境教育コーディネーターの設置」とありますが、それを設置をして人材バンク、環境教育コーディネーターとなる人たちを集めるんですね。環境教育コーディネーターは雇うということではなくて、協力できる方を集めてより環境教育について推進したいという施策かと思いますが。

平野委員 では、ボランティアを募ってということになるのですか。

委員長 御承知のとおり講師として雇えば講師謝礼金、旅費も使えますので、福生市の中だけでなく、少し広い範囲からも募ってこれるということでよろしいのでしょうか。

参事 はい、そのとおりでございます。

加藤委員 既にそういう方が何名かはいらっしゃるわけですか。

参事 そのとおりでございます。先程申し上げましたようにそれぞれの学校において環境教育の実践をしているところで、地域の方々にゲストティーチャーで入っていただいている経過がございます。それを更に拡充して、その方々を中心にコーディネーターという形で今後お願いすることになるのではないかと考えているところでございます。

委員長 加藤委員のおっしゃるように、東京都もそうなのですけれども、文部科学省が予算を市に付ける場合は、先行してある程度の準備があったり、報告書があったりということが認められて予算が付いてくるということですので、卵が先か鶏が先かに近いのですが、頑張ると成果が現れる一つの現れで、指導室の御指導、学校現場が頑張っているという現れではないでしょうか。

教育長、何かご意見はありますか。

教育長 地域人材の活用が中心になりますね。

委員長 はい、新しい指導要領とも関連してくる部分になりますね。

他に質疑はございませんか。これでその他報告事項 3 の内容説明を終わります。

次にその他報告事項 4、子どもの携帯電話利用に対するアピールについ

てを指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 子どもの携帯電話利用に対するアピールについてを説明申し上げます。

本年 10 月 9 日に東京都教育委員会より、インターネットや携帯電話の利用法についての通知がございました。資料が 29 ページからになります。内容ですが、30 ページを御覧ください。直接、東京都教育委員会から「児童・生徒の皆さんへ」、「携帯電話の利用は慎重に」というデータを付けた通知文が送られております。続きまして 32 ページ、33 ページには保護者向けという形で同様の文書が付けられております。

この通知を受けまして、直ちに福生市教育委員会から市内小・中学校にこの文書を発しております。本日の資料として、携帯電話の使用につきまして補足資料を付けさせていただいております。こちらの「回答結果集計」と大きく書いてある資料でございますが、今年 4 月に行われました平成 20 年度全国学力・学習状況調査の質問 13、14、15 で、ゲーム、インターネット、携帯電話についての実態を全国との比較、東京都の比較において把握しております。こちらは小学校 6 年生、中学校 3 年生を対象とした調査でございます。

まず所持率は、福生市の小学生が 39.4%、東京都が 47.2%、全国が 31.6%となっております。ただいまの数字でございますが、質問 15「携帯電話で通話やメールをしていますか」の 4 番の選択肢が、携帯電話を持っていないという答えでございますので、これとその他無回答の選択肢を引いた数字となっております。こちらを見ますと小学生については全国に比べて所持率は高いのですが、東京都に比べてはかなり低くなっております。

続きまして中学生の所持率でございます。福生市は 76.3%、東京都は 75.3%、全国は 61.3%となりまして、東京都は全国より高い数値を示しておりますが、その東京都より本市はわずかに高い数値を示しております。従いまして中学生は携帯電話の所持率は高い傾向にあります。

続きましてテレビゲーム、インターネットでございます。まずテレビゲームですが、小学校、中学校とも東京都と全国の傾向とが若干違うところがあるのですけれども、福生市は東京都よりも全国の平均に近い傾向を表しております。具体的に言いますと、小学生は「全くしない」という児童は少ない傾向があり、中学生は 3～4 時間テレビゲームをするという答えがやや多くなっている傾向が出ております。

続きまして質問 14 のインターネットの使用ですが、こちらも福生市は、

東京都より全国の傾向に近いということで、小学生は3～4時間使うという回答がやや多くなっております。中学生は全くインターネットをしないという子が多いという傾向が現れております。

このことに関しまして、校長会でも詳細な調査を行っております。3枚目の資料になりますが、こちらは福生市内の小学校全校の4・5・6年生について調査をしております。まず一番左から御覧ください。「自分の携帯電話を持っていますか」という設問で、所持率は、4年生から学年が進行するにつれて高くなっております。先程の文部科学省の全国調査と数字が一致しております。6年生の所有率が4割弱となっております。

携帯電話を持っていない児童になぜ欲しいか、どのように携帯を使いたいかという設問では、自分専用の電話としたい、またはメールをしたいという解答になっております。

携帯電話で持っている児童については、やはり電話とメールがほぼ同じ位高い数値を表しております。またカメラとしての利用も多くなっております。

続きまして「1日何通くらいメールを送信しますか」という設問がございますが、学年が進むにつれて送信数が増えている状況が読み取れると思えます。これが中学生になりますと、1日に100通を超えるような利用実態も耳にするところでございます。

また、小学生の「困ったことや嫌な思いをしたこと」という設問については、約3割が「ある」と答えております。内容についてはチェーンメール、知らない人からのメール等が多くなっております。

以上、説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いします。

細かく説明を受けましたけれども、数値化すると、数値にとらわれて神経質になりがちでまた、市によっては0.5%位の誤差が生じそうなので、傾向が、東京都に近いのか全国に近いのかと大雑把に受け取っておいて、あまり細かい指導はせず、むしろ昨年来行っているように、セキュリティ的な危険防止やいじめ防止へ取り組んでいただくということではないでしょうか。よろしく願いいたします。

他に質疑はございませんか。これでその他報告事項4の内容説明を終わります。

次にその他報告事項5、第16回軽スポーツ&とん汁会について、社会教育課長より内容説明をよろしく願いいたします。

社会教育課長 その他報告事項 5、第 16 回軽スポーツととん汁会について説明させていただきます。51 ページの資料 5 の事業計画を御覧ください。

この軽スポーツととん汁会は福生市青少年育成地区委員長会が主催するもので、各地区委員会の皆さんが協力して実施するものです。今年で 16 回目となりますが、今年度も多摩川中央公園におきまして 11 月 16 日 日曜日、午前 10 時から午後 2 時までの予定で実施いたします。

内容は例年同様ですが、資料にございますとおり参加していただく子ども達に、軽スポーツや体験コーナーを楽しんでいただき、地区委員長会が大鍋で作るとん汁を無料で振舞うものでございます。当日お時間がございましたら、ぜひ御参加をお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いします。

質疑はございませんか。これでその他報告事項 5 の内容説明を終わります。

次にその他報告事項 6、第 38 回福生市民文化祭についてを社会教育課長より内容説明をよろしくお願いします。

社会教育課長 第 38 回福生市民文化祭についてを説明させていただきます。先程の教育長報告にもありましたが、11 月 1 日土曜日、午前 10 時から 10 時 30 分の予定で市民文化祭の開場式を開催いたします。式次第に沿って説明させていただきますが、開式の言葉を文化祭副会長であります長谷川教育委員長にいただくことになっております。また教育委員の皆様にご出席をお願いしております。御多忙中とは存じますが、何とぞ御出席のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いします。

質疑はございませんか。これでその他報告事項 6 の内容説明を終わります。

次にその他報告事項その他、委員の皆さん、あるいは事務局でございませうでしょうか。

平野委員 きこの夕刊の新聞報道にあったのですけれども、東京都の教育委員会が学習に遅れがちな小・中学生のために、最低限必要な国語や算数、数学の知識やその指導法を示す独自の指針、東京ミニマムというものをつくったとありましたけれども、これは今年度から学校教育の中で生かされていくものなのでしょうか。

参事 先日、私どもも新聞報道でそのことを知ったわけですが、この児童・生徒の学習のつまづきを防ぐ指導基準、いわゆる東京ミニマムと呼

んでいるようでございますが、これについて各区市町村の代表、あるいは学校を対象に説明会を設けるといってございまして、その説明を待って後日報告を申し上げたいと考えています。

平野委員 市に正式に報告がきていないということですね。わかりました。

委員長 私から確認したいことがありまして、東京都の教育委員会が各市町村の教育委員会の小・中学校教育に対してそのような指針を出す意味あいというのはどういうことなのでしょうか。要するに言い方を換えれば、東京都教育委員会は私ども福生市教育委員会よりも上位機関なのかどうかですね。そういう疑問を感じつつ、伺ってきていただけるといいと一委員としての発言でございます。

ほかにございますか。

加藤委員 先日、パンを喉につかえて窒息死したという新聞報道がありましたけれども、今のパンは昔とは材料が異なっているのでしょうか。

学校給食課長 特別、材料が昔と変わっているとは思っておりません。

委員長 新聞報道の内容は早食い競争をしていて起きたことなので、特殊例であろうかと思いますが、給食指導をしっかりとしてほしいということを再確認することでよろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

平野委員 パンを喉に詰まらせてとの報道は意外だったのですけれども、統計上では一番喉に詰まらせやすいのがお餅、その次にパン、ご飯と順番になっていることを知りました。新聞記事を読んでいたならば、喉に詰まったときに周りの子ども達が、流し込んだらという声で飲み物を飲んだらしいのですけれども、パンの場合はかえって水分を含ませて、余計閉塞させたということが載っておりまして、思いがけないところで、思いがけない知識を得ることができました。このことも学校の給食の指導に入れていただけたらいいかと思いました。

委員長 教員にあらゆる特殊な危機について 100%理解することは無理に近いと思うのですが、穴が多く空いているものに水分をあたえると膨張するということはあるけれど、冷静に考えればそうだけれどとっさでは考えられないですね。競争しながら食事をするという危険な状況が福生市では起こり得るかどうかが、給食指導が十分に行えない状況にある教室があるかどうかの調査をしておいていただくことで加藤委員、よろしいでしょうか。

委員の皆さんから何かございませんか。これでその他報告事項の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。これをもちまして平成 20 年第 10 回福生市教育委員会定例会を終了いたします。どうもありがとうございます。

午前 11 時 07 分 閉会